**参加規程**

**【オンラインブース・オンラインセミナー　出展団体規定】**

「ワン・ワールド・フェスティバル」のオンラインブース・オンラインセミナー出展団体は、活動目的、活動内容、活動分野・対象、規模など下記の条件を満たしていることが必要です。出展許可後に、これに該当しないことが判明した場合は、出展許可を取り消すことがあり、その場合は、出展はできません。

1. 国際交流・協力活動に関わる公益活動を行っていること（法人格の有無は問わない）。まちづくりや福祉、アート等、他分野の活動団体でも、その活動内容や手法が国際交流・協力活動にもつながる活動である団体を含む。
2. 民主的な意思決定機関（理事会、総会、運営委員会など）が置かれ、定款またはそれに準ずる会則などを定めていること。
3. 常時連絡可能な事務局体制が整えられていること。
4. 株式会社や有限会社等の形態をとる団体（フェアトレードショップ等）や社会的企業、国際交流・協力分野に関係する営利団体（開発コンサル等）の場合は、１年以上の公益活動の実績があること。

ただし、社会的課題解決の新たな担い手として社会起業家、社会的企業／ソーシャルビジネスに対する期待の高まりもあり、プログラム構成によって例外もありうる。

1. 出展料を指定日までに支払うほか、出展条件および実行委員会の指示に従う団体であること。
2. 新規出展団体の場合は、次項の審査を経ること。
3. 実行委員会の指示する書類・動画を指定の期限までに提出する団体であること。

**【新規参加団体の審査】**

新規出展団体は、本フェスティバルの趣旨に照らし、上記の基準を満たしているか実行委員会において確認し、出展の可否を決定いたしますので、下記の書類をご提出ください。

関西国際交流団体協議会会員団体、過去２年以内（2019年度～2020年度）に本フェスティバルへの出展実績のある団体は、原則として出展対象団体の条件を満たしているとみなしますので、資料の提出・審査の必要はありません。

ただし、過去の出展において、本フェスティバルの趣旨にそぐわない活動紹介や来場者・関係者への対応に問題が見られた団体、出展条件や実行委員会の指示に従わなかった団体については出展をお断りする場合があります。

●実行委員会が必要と判断した際は、「新規団体調査票」を出して頂く場合があります」

**送付先**

ワン・ワールド・フェスティバル実行委員会事務局　宛

〒546-0002 大阪市東住吉区杭全1丁目15番18号　大西ビル３F

関西国際交流団体協議会杭全分室